

◆深地層の研究に対する幌延町の考え

現在、日本の全ての原子力発電所は運転を停止していますが、使用済み燃料（高レベル放射性廃棄物）は原子力発電所の敷地内等に保管され続けており、その最終処分が大きな課題となっています。

これらの処分方法については地層処分が最も有望とされていますが、現時点ではその安全性に対し十分な信頼を得られているとは言い難く、地層処分に関する技術的信頼性向上のため、様々な調査研究を進めることが必要不可欠だと考えています。

『今すぐに研究をやめてほしい』『地層処分は負の遺産を無責任に未来へ押し付ける』とのご意見もありますが、今ここで研究の手を止め、将来世代に課題や負担を先送りすることは、問題の解決にはつながらません。

今、幌延町にできることは、幌延深地層研究センターの役割を理解し、国のエネルギー政策において重要な研究課題である地層処分の技術基盤を支えるための研究に、最大限協力することだと考えています。

◆深地層の研究に関する協定や条例について

幌延深地層研究センターにおける研究については、北海道・幌延町・核燃料サイクル開発機構(現：日本原子力研究開発機構)の三者により締結した「幌延町における深地層の研究に関する協定書」（以下「三者協定」といいます。）と、幌延町民を代表する町的意思決定機関である幌延町議会の議決を経て公布された「深地層の研究の推進に関する条例」（以下「町条例」といいます。）を遵守して進められています。

【三者協定】

幌延町における深地層の研究に関する協定書（抜粋）

第2条 丙は、研究実施区域に、研究期間中はもとより研究終了後においても、放射性廃棄物を持ち込むことや使用することはない。

第3条 丙は、深地層の研究所を放射性廃棄物の最終処分を行う実施主体へ譲渡し、又は貸与しない。

第4条 丙は、深地層の研究終了後は、地上の研究施設を閉鎖し、地下施設を埋め戻すものとする。

第5条 丙は、当該研究実施区域を将来とも放射性廃棄物の最終処分場とせず、幌延町に放射性廃棄物の中間貯蔵施設を将来とも設置しない。

第6条 丙は、積極的に情報公開に努めるものとする。

第7条 丙は、計画の内容を変更する場合には、事前に甲及び乙と協議するものとする。

平成12年11月16日

甲	北海道	北海道知事
乙	幌延町	幌延町長
丙	核燃料サイクル開発機構	理事長
立会人	科学技術庁	原子力局長

【町条例】

深地層の研究の推進に関する条例（抜粋）

平成12年 条例第25号

（基本方針）

第2条 幌延町は、核燃料サイクル開発機構（以下「サイクル機構」という。）から立地の申し入れを受けた深地層の研究施設について、原子力政策の推進と地域の振興に資することから、これを受け入れるものとする。

2 幌延町は、深地層の研究を円滑に推進するために、研究の期間中及び終了後において、町内に放射性廃棄物の持ち込みは認めないものとする。

3 幌延町は、深地層の研究施設の設置にあたり、国、北海道及びサイクル機構に対して、地域の振興に資する施策が積極的に実施されることを要望するものとする。